

令和元年度 第1回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和元年5月30日（木）13:20～15:00

場 所／総合文化センター4階 412会議室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会
(略)

2. 諮 問

酒田市長（代理：市民部長）から環境審議会会長あて諮問文を読み上げ、諮問書を手交。

3. 市民部長あいさつ
(略)

4. 議 事

鳥海南バイオマスパワー株式会社の環境保全に関する協定について

議長（会長） それでは次第にのっとりまして進めさせていただきたいと思います。環境保全に関する協定について事務局から説明の方をお願いします。

事務局（課長） （本日の進め方について説明）

議長（会長） それでは、本日は事務局より説明がありましたとおり進めることといたします。事業者から会場のほうにお入りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<事業者入室>

事業者 （あいさつ、スタッフ紹介）

議長（会長） それでは事業者さんの方から、今回のバイオマス発電事業につきまして説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事業者 （事業者説明）

議長(会長) 説明ありがとうございました。早速質疑の方に入りたいと思います。
委員の皆さまから何か確認、質問ありましたらお伺いしたいと思います。
ます。いかがでしょうか。

議長(会長) 先ほど、廃棄物の中で半分程度は有効利用する予定だとのお話があり
ましたが、残り半分の処理の仕方というのはどのようなお考えしている
のか伺えたらと思います。

事業者 煤塵(ばいじん)につきましては、一部埋め立てをします。予定では、
一割程度を米沢にあります事業者さんの最終処分場へ持っていきます。
九割方は栃木県佐野市にあります中間処理施設に持っていきます。ジェ
ットパック車という粉体(ふんたい)輸送車両があるのですが、そちら
に吸引しまして、事業者へ搬入し処理をお願いします。木質の灰はコン
クリート灰との相性がよくないため、再生砕石のような規格品にはなら
ないものの、砂利の代わりとなる二次製品となります。その事業者には
今後50年間、埋め立てができる穴がありますので、簡易処分場もある
ことから、二次製品にならないものは埋め立てる予定です。

酒田市内にも処分できる事業者がある旨聞いていますが、現状では
二次製品化を行うには技術的な課題があるため、将来的には地場で二
次製品までの処理ができる事業者さんへ処分をお願いしたいと考えて
います。

委員 発電するにあたり冷却水が必要となりますが、資料を拝見すると火力
さんの排水溝を使用して海に流すようです。温度はどのくらいになるの
でしょうか。

事業者 夏と冬では外気温が異なりますので、年間平均で考えますと発電所か
ら出た直後は29度と予想しています。宮海海水浴場の北護岸での放流
箇所(約3.4km先)では、途中外気温により冷却されることから、実際
のところは年平均12度と予想しております。

※後日、事業者において温度は21度に修正あり

委員 古湊埠頭バースに輸送船が入るわけですが、大きい船になると思われ
ます。バラスト水が入ってくる可能性はあるのでしょうか。先ほどの説
明では、ペレットは空気を運ぶようなものとのことでしたので、積み荷
が軽ければ、船のバランスをとる必要があるため、一定量の水を積載し

てくると思うのですが。

事業者 船の大きさに対して喫水があまりないので、13mに対して 11mから12mの船となるため、1mほどしか余力がありません。仮に積水していても外港のところで排水して入ってくるしかないと思います。これから港湾が整備され深くなれば話は別ですが。腹が擦ってしまうかどうかという状況です。

委員 2022年の7月にトライアル（試験）を始めるわけですが、トライアルラン（試運転）を始める時点では、発電せずにペレットを燃焼させるだけと考えてよいのですか。

事業者 まずタービンを温める必要があります、そのために重油を使用します。その中に少しずつ燃料を入れ始め、砂を投入し中を均一化させ、膨張させて、3か月程度はかかると思います。最初は重油が必要です。これについては経済産業者の申請資料でも、立ち上がり時には重油を使用する旨記載しています。また、法令の定期点検時にも立ち上げの際は重油が必要となります。

委員 （評価書）6-46の廃棄物の件で、廃棄物の50%の有効利用とありました。資料では有効利用を講じることによって、産廃の年間発生量が6,900tとありますが、本来はこちらの倍の量がでるということでよいのでしょうか。

事業者 こちらは有効利用を全く考えなかった場合の値です。その中で有効利用等により削減をしていきたいというものです。50%の有効利用とこちらの数値は直接的には結び付かず、あくまで注意書きの参考として記載しております。

委員 では、有効利用を講じていない場合の数値ということでしょうか。

事業者 そのとおりです。

委員 誤解を与えかねない記載のため、文言は正確にしていきたいと思っています。有効利用というのもこれから考えていくということで、なかなか難しい部分はあると思いますが。

事業者 中間処理施設もキャパがありますので、わざわざ栃木に行かなくとも酒田ですればというのがあります。ジェットパック車というのは、珪砂という砂をボイラーの中に入れていくのですが、現状酒田港には荷揚げされない砂のため、茨城から持ってくるしかないのです。陸上輸送となります。行きの車の空の中に砂を詰めて帰りの車に灰を詰めるという形を考えています。

珪砂は鋳型用の砂で、中部圏のトヨタや西日本のマツダが多く使用しており流通しています。他には茨城でも取れます。明日からバイオマス発電所のため酒田に荷揚げしてほしいとしても難しい面があります。

委員 燃料を搬出するための車両の量は最大 200 台とありますが、廃棄物の排出する車両の量の記載はありますか。

事業者 記載はありません。

委員 道路を使用する交通量の変化としては、燃料の方しか入っていません。産廃搬出分の量も入らないと道路の交通車両の予測量としては足りないのでは。

事業者 そうですね。

委員 現状の事前調査の数値だと片側で 60 台くらいです。プラス資材を入れるときに 30 台、時間当たり。それは一時的の場合でしょうけど、焼却灰の搬出の際はストックして搬出するので。

事業者 10 tトラックで1日4台くらいです。平均すると。

委員 集中するわけではなく、平均してということですか。

事業者 年末年始は多少調整があるかもしれませんが、ストックできる容量は大きくないので。焼却灰も何十日もストックはできない形となります。

委員 再生可能エネルギーについては推し進めていただきたいと考えていますが、考え方としてしっかりしていただきたい点がありまして、住民の方の意見、例えば 7-8、SDGs 地産地消のエネルギーの活用が大事だと意見の中で、そちら様（事業者）の見解からだとヤシ殻を燃料として使用できることで、現地の農園などのパーム油抽出後のヤシ殻を燃料とし

て有効活用できるということでした。ただ、冒頭の説明では現地では困っているということで、燃料としては使用していないということですよ。何かしらとして使用はしているんでしょうが。困っているから運び出すということで考えられているのでしょうか。

事業者 現状は、パームヤシ殻は廃棄に関して、結構いい加減な状態となっています。出所のはっきりしているものを業者が集めまして、そちらを活用する予定であるものの、困っているのかといえば、全体としては困っているということになります。その中でもしっかりと管理されているものを活用する形となります。

委員 申し上げたいのは SDGs の目標を掲げて、理念に沿っているという書きぶりになっているが、全ての人々との文言が現地のことを含めているのであれば、一方的な話であるのではないかと。SDGs の本来の地産地消であれば、理念と沿わない話であるのではないかと考えます。おそらくこちらの意見を述べられた方は、その点を含めて質問をされていたと思われるので、それに対して、SDGs の目標を返す形での回答はどうかかと。うまく書けばいいのではなく、率直な形での回答の方が事業者側の姿勢としていいのでは。

今から書き換える話ではないですが、今後の話として。

事業者 承知しました。

委員 評価書の冒頭の 2-1 で事業の目的の部分で、前段は日本としてまとめたもので、一方で遊佐町のエネルギー基本計画は読んでいらっしゃると思いますが、木質系や農業系の熱利用が主な用途として並んでいます。今回（のバイオマス発電）は地産地消ではないんですね。今のところ 100%燃料は持ってくるバイオマス発電所であり、（遊佐町は）基本理念として地産地消をあげているので、適切ではないと思います。遊佐町の基本方針とは違うのではないかと。

企業さんとしては立地条件とかの貢献の面から上げる点はあるのでしょうかけれども、ただ遊佐町の取り上げ方とは違うだろうと。少なくとも 8 割方地産が入っていれば別ですが、私は削るべきだろうと思います。

議長（会長） それでは時間も押してますが、よろしいですか。では一旦、質疑について終了させていただきたいと思います。それでは事業者さんはここで

退席となります。どうもありがとうございました。

<事業者退席>

議長（会長） ではただ今より、環境の保全に関する協定についての協議に入ることとします。先に事務局から協定案について説明願います。

事務局（課長） （協定案説明）

議長（会長） ありがとうございました。それでは今ほどですね、こちらの協定書について事業者とも関わりながら作成したという説明でございましたけども、まあ今説明あったところが一番大事な点かと思えますけども、委員の皆様から何か確認あれば、ご意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

委 員 修正意見ということで、何点か申し上げたいと思えます。

第 8 条なんですけど、これは事業者様も認められている認識だと思えますが、設備から排出される温排水を抑制するためということで、なければいけないほうが良いという認識もあると思えますし、環境基準はないのですが、温排水の量と温度の計測というのはきちっとしていただくように、協定書に盛り込むべきだと思えます。併せてそれを同じように、その結果については市に報告するという書き振りに修正願います。

第 11 条の廃棄物の処理対策なんですけども、先ほど事業者の方もお答えになっておりましたけども、可能な限り有効利用に努めるという風な方針はお持ちなので、その実績が生じた場合、そういう事実が出た場合には、市の方に報告するというのも合わせて入れていただいたほうが、住民の方々の意見に対して対応できるのかなと思えます。

次は第 15 条になりますが、この中で環境保全のために必要な事項について定期的に測定を行いとありますが、具体的にどれくらいを想定しているのかよくわからない。年に最低 1 回とか 2 回とか計画されていると思えますので、そこは具体的なものが事項として入ったほうが言葉としてはいいと思えます。最低、原則という言い方でもよいので、年に何回調査しますと。それに対して甲の要請に応じて報告することではなくて、確か住民意見に対する事業者見解にもありましたが、市に報告すると明確に書いておられますので、市の要請ということではなくてよいと思えます。要請に応じてということではなくて、定期的に測定を行い、例えば年に一度取りまとめて報告するという書き振りに

しないと、あいまいな矛盾になってしまいます。その情報については、市は公表するという事を入れていただきたいと思います。情報公開というのはとても大事ということはここ 10 年 20 年の話できてるわけですし、機密の保持の関係では、企業上の機密ではありませんから、こういった環境情報については、きちっと出すことが住民の方々の安心につながるということがありますから、ここはきちっとご議論いただいて、訂正いただきたいと思います。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは事務局の方から見解があればお願いいたします。

事務局（課長） はい。今出された修正意見につきまして、協定でございますので、事業者様と協議の上、採用できるものについて採用させていただきたいというのが事務局の意見です。それから一点、測定及び報告につきましてはおっしゃるとおり、回数などは別途協議しておりまして、協定の中ではなくて別の規定のような形で、項目ごとの回数を設定させていただく予定でありまして、本協定の方では載せない予定でございました。以上でございます。

議長（会長） 委員、いかがですか。

委 員 別表の中でその辺のことは記載できないでしょうか。別表は別紙という扱いなので、そこで明確にしておくということでない、住民の方々がちゃんとやっているのかなど、いろいろ疑問を持たれるので、そこは再度ご検討いただけないでしょうか。

事務局（課長） それも合わせまして、事業者様と協議させていただきたいと思います。

議長（会長） はい、それではよろしく願いいたします。まあ相手もある話でございますので、協議が必要ですね。

事務局（課長） そうですね。

議長（会長） 他に皆さんから何かありますか。どうぞ。

委 員 第 13 条に公害発生時の措置が記載されておりますけども、公害が発生したら当然措置が必要になると思いますので、必要不可欠な事項だと

思いますけども、ちょっと気になったのが、公害と認定される基準値には達しないんだけど、地域住民がかなり不快に思っているような状況、騒音にしる大気汚染にしる、そういった状況の時に住民から苦情が出てきたときに対応できない書き振りになっているのかなと思っていて、言ってしまうと公害発生時じゃなくても、地域住民が生活環境を阻害される状況に陥ったときに、対応措置を求めるような書き振りがあつたほうが、地域住民としては安心じゃないかと思います。

悪臭にしる騒音にしる、うるさいんだ、臭いんだというような苦情があつても、基準値に達していないので対応を求められませんということではなくて、実際にそういう事態が発生したら何かしら対応できる状況を、この協定の中で書いておくということが、地域住民にとっては必要なんじゃないかと思います。

事務局（課長） おっしゃるとおりだと思います。私共の考えとしましては、環境保全協定を結ぶ意義の一つといたしまして、法律等に基づく所管が県でありまして、市の方は窓口になっていないんです。その場合、直接法に基づく報告義務や立入権限が発生しておりませんので、この協定をもってそれができるようにしたいということで、例えば第 17 条に立入調査とありますけども、環境保全のため必要があると認めるときは立ち入り調査をすることができると、公害苦情程度のことについても、立入させていただきたいという風な条項を設けさせていただいているところでございます。

議長（会長） いかがですか。

委員 立ち入りだけでなく対応を求めるような記載があつたほうがいいんじゃないか。公害と認定されないと、措置を求めることができないと思うんですよね。だから公害と認定される基準値に満たないけども実際に悪臭が発生している、公害とまでは言えなくても騒音が大きくて生活に支障が出ているという事実が認められれば、対応を求めていくといった記載が必要じゃないかなと。

事務局（課長） お考えは分かりますが、我々は通常、公害防止協定を結んでいない事業者から出る悪臭とか騒音とかにつきましても、規制値を超えていない場合でも周辺からの苦情があれば公害苦情処理という形で、現場を確認させていただいたり、ご指導申し上げるところがございまして、大きな企業につきましても同じことでありまして、そのような対応で足り

るのかなと考えておったのですけども、いかがでしょうか。

委員 今のお話は公害発生と認められなくても、実際に立入調査をして、地元住民の方の生活に支障が出ると認められてたら、指導している現状があるということですか。

事務局（課長） そうですね。

委員 それを明記したらいいんじゃないかという意見なんですけども、明記しなくても他との協定の中でも書いてなくてもやっていますよ、当然のことですということであれば、構いませんけども、一応そういったことにきちっと対応できる体制は取っておいたほうが良いだろうという意見でした。

事務局（課長） ありがとうございます。今の意見につきましても事業者様と協議させていただきたいと思います

議長（会長） ほか、ございませんか。

委員 今のやり取りで不思議に思ったんですけど、この協定書案は酒田市と事業者と。遊佐町の分は遊佐町の分で独立してあるんですか。

事務局（課長） 遊佐町は遊佐町で締結すると伺っております。

委員 これは酒田市と遊佐町でリンクしているような確認はされているのでしょうか。

事務局（課長） 遊佐町さんの協定書案は、本市の協定書案を参考にされているようです。

委員 さっき異臭だなんだという話があって、遊佐町に工場があって、酒田市がもらい事故みたいな形になるのかなど。そう思ったもんですから。ちょっと摺り合わせしたほうがいいんじゃないかと。

事務局（課長） そうですね。今日の結果も遊佐町さんと情報共有させていただきたいと思います。

議長（会長） 他にございますか。よろしいでしょうかね。
今ほどいろいろとご意見ありましたので、もう一度事業者さんと協議されるということでしたので。
あと今ほどあったとおり、遊佐と酒田で違うというのはちょっとうまくない話だと思いますので、ぜひそこもお願いしたいと思います。
それでは以上で、協議については終了させていただきたいと思いません。環境保全の協定の案については、審議会としては今ほどの意見を付して説明していきたいと思いません。
皆様からの貴重な意見を様々といただきましたので、それを踏まえて取りまとめしてまいります。そして私が代表して市長に答申するのをおこないたしたいと思います。なお、答申の日程、答申文については私が事務局と進めさせていただきたいと思いませんので、ご了解をいただきたいと思いません。
では、本日の日程は終了いたしました。事務局より何かございますか。

事務局（課長） ございません。

議長（会長） それでは、長時間ありがとうございました。以上をもちまして審議を終了し、進行を事務局にお返ししたいと思います。

5. その他
なし

6. 閉会
(略)